

# 「憲法についての懸賞作文」募集のお知らせ

兵庫県弁護士会

当会では、毎年、日本国憲法への理解を深め、また、憲法を巡って行われている様々な議論について、市民の方々と一緒に考えるための企画として、憲法にかかわる市民集会を実施してきております。

この市民集会に併せて、昨年のはじめての企画として一般の市民の方々や学生、小中高校生の生徒の方々を対象に「憲法についての懸賞作文」を募集しましたところ、小学生からご高齢の方まで多数のご応募をいただきました。なお、学生の部の最優秀賞には小学生の作品が選出されました。

今年も、当会では、憲法について、市民の皆さんと一緒に考える集いとして、2008年(平成20年)9月20日(土)午後1時より当会会館におきまして「活かそう憲法～表現の自由の今～」(仮題)と題した市民集会を開催します。

この市民集会にあわせて、より多くの市民や生徒、学生の方など若い方も含めた多くの方に憲法に関心を寄せて頂くための企画として、「憲法についての懸賞作文」を下記の要領で募集いたします。

テーマは、「憲法・人権・平和」としてありますが、人権・平和の問題、憲法改正の是非、自分自身の人権や憲法にかかわる具体的な体験談、憲法と身近な話題、例えば生活保障と憲法、教育を受ける権利と憲法など、日本国憲法にかかわる内容でしたら何でも自由です。また、憲法にかかわる書籍(子ども向けの本など種類は問いません)についての読書感想文でも構いません。

なお、憲法について、分かりやすく書かれた絵本「憲法って、何だろう？」が、奈良弁護士会から発行されていますので、作文応募の参考にしたいというご希望がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡下さい。無料でお送りさせていただきます。

日頃、皆さんが日本国憲法について考えていらっしゃる事、これを機会に考えたことなど、どしどしお寄せ下さい。

多数の皆さんのご応募をお待ちしております。

## ～募集要領～

### 1 テーマ

「憲法・人権・平和」

日本国憲法にかかわる内容でしたら自由です。読書感想文でも構いません。

作品には、それぞれご自身でタイトルをつけて下さい。

### 2 表彰

作品を審査の上で、最優秀賞・優秀賞として10名程度の方を表彰します。

賞品として、最優秀賞には3万円相当の図書カード、優秀賞には1万円相当の図書カードを差し上げます。

また、応募数によって、生徒、学生、一般など部門を分けて表彰することもあります。

### 3 応募資格

特に制限はありません。

小中高校生、学生の方など若い方もどしどしご応募下さい。

次葉もご覧下さい。

～募集要領(つづき)～

4 応募方法

作品の冒頭に住所、氏名、年齢、電話番号を明記。生徒、学生の方は、学校名と学年(大学生の方は学部も)を明記下さい。

また、優秀な作品につきましては、弁護士会が作品を発表することがありますので、発表時に匿名を希望される場合には、応募の際にその旨を明記下さい。

5 字数

800字から2000字程度まで(400字詰め原稿用紙2枚～5枚程度)  
手書きの原稿も可ですが、手書きの場合には原稿用紙に記入下さい。

6 応募先と応募方法

郵送の方は、次の住所まで封書でお願いします。

〒650-0016

神戸市中央区橋通1丁目4番3号

兵庫県弁護士会 懸賞作文係

※ メールでの応募も受け付けます。下記の応募受付専用アドレスまでお願いします。なお、作品は添付ファイルにて送信下さい。

アドレス sakubun@hyogoben.or.jp

7 締切

2008年(平成20年)9月5日必着。

メールでの応募の場合には、9月5日受信分まで有効です。

8 審査結果の発表

入賞者には、本年9月中旬頃に個別にご連絡を差し上げます。また、本年10月頃に兵庫県弁護士会ホームページに入賞作品を掲載します。(予定)

9 表彰式

入賞者は、2008年(平成20年)9月20日(土)午後1時からの市民集会の中で表彰し、また、当日集会内で、会場において受賞作品を発表します。

※2007年度の作文の入賞作品は弁護士会のウェブサイトでご覧頂けます。

<http://www.hyogoben.or.jp/topics/index-2007-1206.html>

・応募の際の注意

- ① 応募作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募頂いた作品はご返却できませんのでご了承下さい。
- ③ 入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。
- ④ 優秀な作品につきましては、弁護士会が作品を発表することがありますので、発表時に匿名を希望される場合には、応募の際にその旨を明記下さい。
- ⑤ 応募にあたり記載していただいた個人情報、入賞者への連絡、副賞等の発送のためにのみ利用し、ご本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません。

本件に関するお問い合わせ先

兵庫県弁護士会 憲法問題委員会担当

電話：078-341-8227